

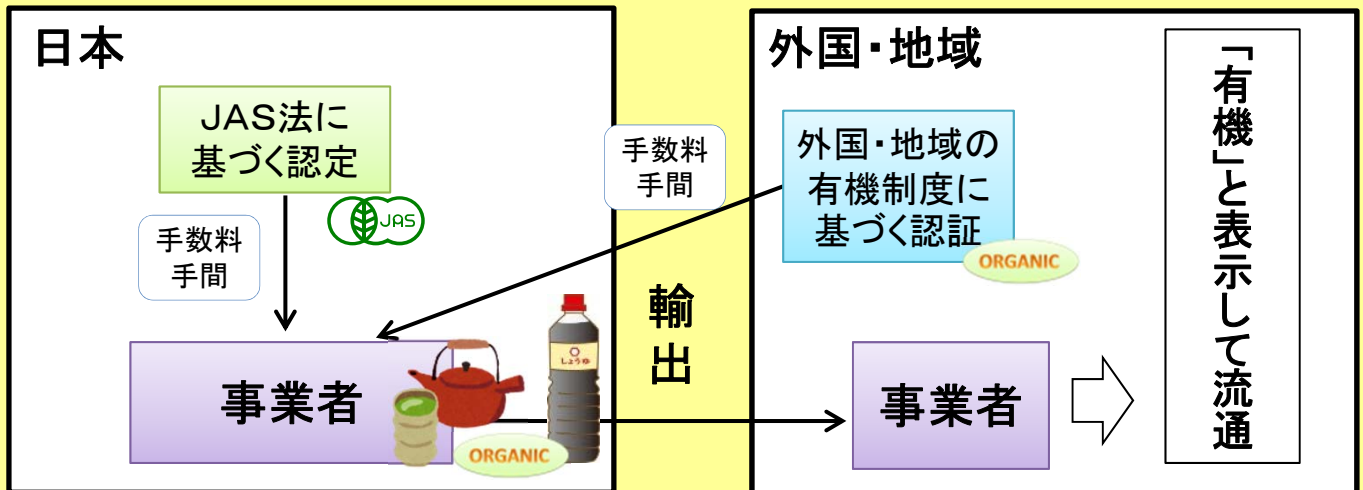
有機食品の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
(その国・地域の有機規格への適合性を認められた製品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。これを「有機食品の同等性」という。

(参考)日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

<有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。



同等性が認められれば

<有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

